

○農林水産省
環境省令第 号

特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律（平成十六年法律第七十八号）第二十一条及び第二十五条第一項の規定に基づき、特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和八年 月 日

農林水産大臣 鈴木 憲和

環境大臣 石原 宏高

特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律施行規則の一部を改正する省令

特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律施行規則（平成十七年農林水産省
環境省令第
二一號）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、当該対象規定全体を改正後欄に掲げるもののよう
に改め、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これ
を削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを
新たに追加する。

改 正 後	改 正 前
第二条 法第四条第二号の主務省令で定めるやむを得ない事由は、 次の各号に掲げる事由とする。 一 三 (略) 一三 (削除) 四 二 (略) 四二 (削除)	第二条 法第四条第二号の主務省令で定めるやむを得ない事由は、 次の各号に掲げる事由とする。 一 三 (略) 四 特定外来生物の指定の際現に行っている国又は地方公共団体 による当該特定外来生物の防除又は当該指定後に行われる当該 防除と同一の内容の防除であつて、当該特定外来生物について 当該指定の日から一年を超えない範囲で実施されるものに伴つ て飼養等をするものであること。 五 二二 (略) 二二 特定外来生物の指定の際現に当該特定外来生物の飼養等 をしている者であつて、当該飼養等について法第五条第一項の 許可がなされていないものが当該指定の日から六月（その期間 が終了するまでに当該飼養等に係る許可の申請がなされた場合

(通称) 11+1 11+11 (略) (略)		において、その期間を経過したときは、その申請に対し許可をするかどうかの処分がある日まで）を超えない範囲で当該特定外来生物の飼養等をするものであること。 11+13 特定外来生物の指定の際現に行っている国及び地方公共団体以外の者による当該特定外来生物の防除又は当該指定後に行われる当該防除と同一の内容の防除であつて、当該特定外来生物について当該指定の日から一年を超えない範囲で鳥獣保護管理法第九条第一項、第十一条第一項又は第十三条第一項の規定に基づいて実施されるものに伴つて飼養等をするものであること。 11+14 11+15 (略) (略)	
別表第一 未判定外来生物となる外来生物（第二十八条関係）		別表第一 未判定外来生物となる外来生物（第二十八条関係）	
項	種名	項	種名
第一 動物界		第一 動物界	
(略)		(略)	
五 条 ^き 鰭 ^き 亜 ^き 綱		五 条 ^き 鰭 ^き 亜 ^き 綱	
イ なまず目		イ なまず目	
(1) <u>アメリカなまず科</u>		(1) <u>イクタルルス科</u>	
(略)		(略)	
2	<i>Ictalurus</i> 属（アメリカナマズ属）に属する種のうち <i>Ictalurus punctatus</i> （チャネルキャットフィッシュ）以外のもの	2	<i>Ictalurus</i> 属（ <u>イクタルルス属</u> ）に属する種のうち <i>Ictalurus punctatus</i> （チャネルキャットフィッシュ）以外のもの

ロ すずき目	
(1) サンフィッシュ科	
1	サンフィッシュ科に属する種のうち <u>Lepomis属（ブルーギル属）全種、Micropterus dolomieu（コクチバス）及びMicropterus salmoides（オオクチバス）以外のもの</u>
(略)	
別表第二 未判定外来生物となる外来生物（第二十八条関係）	
項	種 名
第一 動物界	
(略)	
二 条 ^き 鰭 ^き 亜綱	
ロ すずき目	
<u>(1) サンフィッシュ科</u>	
<u>1</u>	<u>サンフィッシュ科に属する種が同科に属する他の種と交雑することにより生じた生物のうち Lepomis 属（ブルーギル属）に属する種が同属に属する他の種と交雑することにより生じた生物以外のもの</u>
<u>(2) モロネ科</u>	

ロ すずき目	
(1) サンフィッシュ科	
1	サンフィッシュ科に属する種のうち <u>Lepomis macrochirus（ブルーギル）</u> 、 <u>Micropterus dolomieu（コクチバス）</u> 及び <u>Micr opterus salmoides（オオクチバス）</u> 以外のもの
(略)	
別表第二 未判定外来生物となる外来生物（第二十八条関係）	
項	種 名
第一 動物界	
(略)	
二 条 ^き 鰭 ^き 亜綱	
ロ すずき目	
(新設)	
<u>(1) モロネ科</u>	

(略)	
別表第三 種類名証明書の添付が必要な生物（第三十条関係）	
項	種 名
第一 動物界	
(略)	
五 条 ^き 鰭 ^き 亜綱	
(略)	
ハ なまず目	
(略)	
(2) <u>アメリカなまず科</u>	
(略)	
2	<i>Ictalurus</i> 属 (<u>アメリカナマズ属</u>) 全種
(略)	
ヘ すずき目	
(略)	
(8) けつぎょ科	

(略)	
別表第三 種類名証明書の添付が必要な生物（第三十条関係）	
項	種 名
第一 動物界	
(略)	
五 条 ^き 鰭 ^き 亜綱	
(略)	
ハ なまず目	
(略)	
(2) <u>イクタルルス科</u>	
(略)	
2	<i>Ictalurus</i> 属 (<u>イクタルルス属</u>) 全種
(略)	
ヘ すずき目	
(略)	
(8) けつぎょ科	

<u>1</u>	<u>Coreoperca 属（オヤニラミ属）全種</u>
<u>2</u>	<u>Siniperca 属（ケツギヨ属）全種</u>
(略)	

別表第四 種類名証明書の添付が必要な生物（第三十条関係）

項	種 名
第一 動物界	
(略)	
四 条 ^き 鰭 ^き 亜綱	
(略)	
ハ すずき目	
<u>(1) サンフィッシュ科</u>	
<u>1</u>	<u>サンフィッシュ科に属する種が同科に属する他の種と交雑することにより生じた生物</u>
<u>(2) モロネ科</u>	
(略)	

(新設)	
<u>1</u>	<u>Siniperca 属（ケツギヨ属）全種</u>
(略)	

別表第四 種類名証明書の添付が必要な生物（第三十条関係）

項	種 名
第一 動物界	
(略)	
四 条 ^き 鰭 ^き 亜綱	
(略)	
ハ すずき目	
(新設)	
<u>(1) モロネ科</u>	
(略)	

この省令は、特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律施行令の一部を改正する
政令（令和八年政令第 号）の施行の日（令和八年 月 日）から施行する。